

町田市公共施設整備等基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市公共施設整備等基金条例の一部を改正する条例

町田市公共施設整備等基金条例（昭和50年4月町田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>町田市公共施設整備基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 公共施設の整備に<u>必要な資金に充てるため、町田市公共施設整備基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、<u>確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、<u>公共施設の整備の経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>町田市公共施設整備等基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 公共施設の整備<u>及び老人福祉行政の資金に充当するため、町田市公共施設整備等基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、<u>確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>この基金は、第1条の目的以外には、処分することができない。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。